

発展途上国の FTA

競争力強化での自助努力を認識

はじめに

の署名に至った。 意で弾みがつき、計六回の交渉を経て今回 たものの、二〇〇六年一一月下旬の大筋合 の間で署名された。本交渉の開始では、マ PA) が二〇〇七年八月二〇日、両首脳間 レーシア、タイ、フィリピンに一年半遅れ 日本インドネシア経済連携協定(JIE

たが、一〇月末時点で、インドネシア側で 続きが不要である。よって、早くて二〇〇 発効は二〇〇八年一月以降の見込みである 七年内にもJIEPA発効が期待されてい 経済連携協定では、国会での審議と批准手 の関税分類の整理・見直しが必要とされ、 近隣諸国と違い、インドネシア側では、

は二〇一六年までに五%以下へ削減、さら ドネシア側での市場アクセス改善が目立っ に自動車部品の大部分は二〇一二年までに の他完成車(含バス・トラック)の大部分 た。即ち排気量三〇〇〇にを超える完成車 への二〇一二年までの関税撤廃に加え、そ 今回署名された協定内容をみると、イン

> 気・電子機器も即時撤廃、あるいは二〇 級鋼材が、免税となる特定用途免税スキー 械、エネルギーなどの分野で用いられる高 では自動車・同部品、電気・電子、建設機 関税撤廃がなされる予定である。鉄鋼分野 ム(USDFS)が導入された。加えて電 ○年までに段階的に撤廃される予定である

あろう。 撤廃に向けた動きは日本にとって好条件で さらに所得向上に伴うインドネシア市場拡 で日系企業のプレゼンスが高い分野であり 大も見込まれる中、インドネシア側の関税 自動車や電気・電子分野はインドネシア

すなわち現地日系企業のビジネス活動を経 保護や留保分野を除く内国民待遇(NT) 済連携の下保護し、基本的な権益への新た 日系企業による設備増強や新型機種・モデ 達要求など)の禁止などが盛り込まれた。 行うための条件の要求 最恵国待遇(MFN)に加え、企業活動を 、導入の際の拡張投資が主体になっている また、投資に関する規定では投資財産の 日本からインドネシアへの投資は、 (輸出要求、 、国内調

や中小企業振興への支援を実施し、さらに

シアチブ(MIDEC)を通じた裾野産業 生み出す下地作りとなり得る を打ち出すという構図がみられる。具体的 日本側は主要な二国間EPAと同様、協力 には、日本側は製造業開発センター・イニ な規制を排除できることは、新たな投資を こうしたインドネシア側の譲歩に対し、

)FTA戦略転換の契機となった 日本との経済連携交渉

設け、支援内容が策定される運びだ。

はエネルギー分野でも政策対話の枠組みを

あった。そこには、特定地域で集団として のFTA)は、次善の策という位置付けで すという、「アジア・アフリカ会議」以降 交渉に望むほうが、単独よりも交渉力が増 あり、二国間協定は必要ないとする立場に 域協定(AFTA、ASEANと域外国と たASEANの一員として参加している地 〇)への重視が基本方針とされてきた。ま を概観すると、多国間自由貿易体制 に定着した考え方がその根底にあろう。 これまでのインドネシアの対外貿易政策 $\widehat{\mathbb{W}}$

桑原

JIEPA での主要な関税削減・撤廃スケジュール及び措置内容

	インドネシア側	日本側	
JIEPA 対象関税品目数	11,163	9,275	
総関税品目に占める比率(%)	100	100	
関税引下げ・撤廃対象品目数(IL)の総品目に占める比率 (%)	93	90	
発効時点で即時撤廃される品目数の総品目に占める比率 (%)	58	80	
発効から3~10年の期間内に撤廃される品目数の総品目に 占める比率(%)	35	10	
関税引下げ・撤廃対象外(Exclusion List)とされている品目数の総品目に占める比率(%)	7	10	
特定工業分野でのインドネシア側の関税引下げ・撤廃スケジュール			
自動車部品(CKD 含む) 現行関税率(0~60%)以降同様	大半を 2012 年までに関税撤廃		
完成車:排気量 3,000cc 超の乗用車 (45%もしくは 60%)	2012 年までに関税撤廃		
その他完成車(含むバス・トラック) (5 ~ 60%)	2016 年までに 5%以下に関税撤廃/削減		
電気・電子機器 (0~15%)	即時撤廃、もしくは大半を 2010 年までに段階的に関税撤廃		
鉄鋼(0~20%) 自動車・同部品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分 野で用いられる高級鋼材	関税の不適用措置:特定用途免税スキーム(USDFS)		

(出所) 経済産業省、外務省発表資料よりジェトロ作成。

他方、貿易政策を

があった。特に、 は、「マルチ(多 所管する商業省で が定着していた感 国間) 重視・バイ (二国間)不要論

> も深く、著名なエコノミストであるマリ・ WTOやAPEC、AFTAなど多国間で での自由化を重視する論客であった。 パンゲストゥ商業相も、多国間・地域協定 の貿易・投資自由化の枠組みに関する造詣

助という二つの面で最重要国であることは 初めての二国間協定である。インドネシア PAという包括的枠組みを提示したことも が貿易面のみならず、投資と協力を含むE 照)。また、最大の貿易相手国である日本 経済連携への期待が示されている(表2参 果には、日本という戦略的パートナーとの 不可欠と判断し、交渉に臨み署名に至った つつ、戦略的に不可欠な二国間協定を併存 なわち、多国間協定と地域協定を基本とし を結ぶという考え方に収束していった。す 性の高い相手とのみ、選別的に二国間協定 発効によりもたらされる経済効果の分析結 言うまでもない。商業省によるJIEPA にとって、日本は、貿易、投資、そして援 させるというFTA政策への転換である。 JIEPAは、インドネシアが戦略的に こうして、政府内の認識は、極めて重要

間協定に踏み込む 協定主義から二国

姿勢を示している。

との二国間FTA

に、米、豪、チリ

ノ大統領は、同時

言えよう。ユドヨ の起点となったと

にも意欲をみせ、

これまでの多国間

PA協議の事実上

・インドネシアE

この発言が、日本 性に自ら言及した。

政府内では 浸透していく。その背景には、日本・イン しかし、その後、二〇〇五年半ばまでに 「対日EPA必要論」が次第に

本による二国間EPAの推進という外的な き詰まりに加え、近隣ASEAN諸国と日 じてきた。その背景には、WTO交渉の行

しかし、ユドヨノ政権の誕生を契機とし インドネシアのFTA政策に変化が牛

焦燥感が表面化してきたことがある。 対して、不利な競争に晒されかねないとの ドネシアEPA(JIEPA)がなければ インドネシアはEPAで先行する周辺国に

チリでのAPEC首脳会議で、

小泉首相

ユドヨノ大統領は、二○○四年一一月の

(当時) と初めて会談した際、日本との二

国間EPAの重要

インドネシアが、日本との二国間協定へ踏

み出した要因といえよう。

●市場開放を通じた国内産業振興

勢でも大きな変化がみられたことが見て取 と、JIEPAを比較すると、インドネシ やASEAN・中国FTA (ACFTA) アの政財界で、FTA/EPAに対する姿 インドネシアが関わってきた、AFTA

AFTAや、ACFTAでは「国内産業

と競合するマレーシアでは、二〇〇四年一 他方、パーム油生産・輸出でインドネシア 象品目に、パーム精製油及びその副産物で 年の対中パーム精製油の輸出額は約一八億 やステアリン酸を盛り込んでいたため、同 月より、対中EH対象品目にパーム精製油 が対中貿易拡大の機を逸する痛手となった。 あるステアリン酸を含めていなかったこと を中心とした先行関税引き下げ(アーリー ら本格始動したACFTAでの農水産製品 交渉では、保護主義に固執するあまり、 強かった。このため、各種自由化に向けた を脅かす市場開放への反対論」が目立ち、 た。インドネシア政府は、 六〇〇〇万ドル ハーベスト=EH)交渉では、当初EH対 として失策が目立った。特に二〇〇四年か 自国の産業に損害を与えるという意向が根 各種業界団体でも、FTAによる自由化は インドネシア商工会議所(KADIN)や (前年比三割増)へ拡大し 中国市場でのパ

表 2 CGE モデルによるJIEPAの経済効果試算

X 2 OOL COMES SOIL! NOW AND			
	インドネシア	日本	
GDP 押し上げ幅 (%)	3.01	0.06 (注1)	
輸出伸び幅(%)	4.68	0.41	
輸入伸び幅(%)	6.27	0.6	
資本形成伸び幅(%)	5.38	0.05	
国民福祉 "Consumer Welfare" (国富增加額)	57 億 400 万ドル	29億7,700万ドル	
JIEPA によ り創出されるビジ ネス(取引)額(注2)	650 億ドル		

(出所) 2007年8月3日商業省開催セミナー "Tujuan dan Manfaat Perjanjian EPA Indonesia-Jepang"での商業省作成資料よりジェトロ作成。

(注1) 日本の内閣府経済社会総合研究所は、JIEPA による GDP 押し上げ幅を 0.03%と試算し

となっている産業の川下部門(自動車産業 対立は、日本および進出日系企業が、主体 であった。自動車・鉄鋼分野における利害 的な議論が財界での焦点となっていた。 用し産業強化を図るかといった極めて現実 日本とのEPAを通じて、どのように日本 保護主義や市場開放反対論が影をひそめ、 からコミットメントを引き出し、それを活 つが、自動車・鉄鋼分野での関税撤廃交渉 こうした変化が象徴的に現れた事例の一

である。 が、二〇〇六年七月に発効した日本・マレ 国内産業保護を要求するという図式になる。 S)社を核とする川上部門 対し、国営クラカタウ・スティール 鉄鋼・鉄鋼製品の市場開放を要求するのに れた特定用途免税スキーム(USDFS) ーシア間EPA など)が、自動車・部品および素材である この利害対立の解決策として浮上したの J M E P A (鉄鋼産業) でも導入さ \widehat{K} は

非国産品に限り、 る制度であるが、 USDFSは、 USDFSの導入をめぐ 前述の通り、 鉄鋼製品の関税を撤廃す 特定用途の

> K A D I N AMMA)などへ広がった。 ここでは、 川上部門の保護よりも、 金属機械工業協会連合会 川下 Ĝ

姿勢は、同国が「FTA交渉での発展途上

」であることも露呈した。

しかし、JIEPAの交渉では、

シアがFTAなど通商政策で、

後手に回る

インドネ

をEH対象とした。このような、

ようやくパーム精製油並びにステアリン酸 業界の意向を受け、二〇〇五年一月末より、

ム精製油でのシェア減退を懸念する国内

摩擦を生じるなど政策への影響力も高かっ とく反対し、 となった。 とする鉄鋼産業は、かえって孤立する羽目 近隣国との間の鉄鋼関税引下げにはことご 勢にコンセンサスが形成され、 てきたKS社は、AFTAなど地域協定や 国内鉄鋼産業の中核として位置付けられ 熱延鋼板などではタイと貿易 KS社を核

よう フルセット主義工業化政策が、もはや過去 廃を巡る交渉では、インドネシアにおける のものとなったことを明らかにしたといえ それゆえ、対日EPAでの鉄鋼関税の撤

めている。

歩を認めた代わりに、それに見合うだけの USDFSという日本に実利をもたらす譲 を移す動きがみられた。 こうした観点から、 対日EPA交渉では、

同スキームの受入れを妥当とする認識 自動車産業全体の競争力強化の観点から、 を供給する生産体制がKS社にない以上は 自動車用の高規格・高品質の鋼板

部門の強化を優先する方向で、 政財界の大

資が、後者には協力が必要であるとする方 ととなった。 象となった自動車産業等での競争力強化に 針を固めた。商業省が譲歩に見合う協力を パシティ・ビルディングとし、前者では投 資する重点的な協力と投資へ求められるこ 重要な課題となった。日本からのコミット 従来見られなかった積極的な行動をとり始 直接アプローチして投資を要請するという なり、工業省はEPAの枠外で日本企業に 投資を担保するのは難しいことが明らかと 渉が進むにつれ、政府間協定によって民間 セットとして重視した。しかし、EPA交 強調したのに対し、工業省は協力と投資を メントは、 コミットメントを日本から引き出すことが ここで、工業省が対日EPA交渉にあた 産業振興の基本を、規模の経済とキャ 工業分野、

実利をもたらすJIEPAへ向

がJIEPA交渉の場において、 とである。 まとめると、 の反響から、 制やASEANなど地域協力を重視してき 化が見受けられる。これまでのポイントを たインドネシアの通商政策が、二国間交渉 経済協力などその両方に軸足を置いたこ JIEPA署名にいたる経緯と、 第一は、 インドネシア側での大きな変 第一は、WTOなど多国間体 インドネシア政府自体 日本側か

主義から、

川下産業での競争力強化へ軸足

業振興政策としては、

かつてのフルセット

ッケージが策定される中、

工業省でも産

と産業競争力に重点をおいた包括的な政策

加えて、

ユドヨノ政権で投資・輸出促進

特 に U S D F S の 対



寺集/発展途上国の FTA

ら協力を引き出すために自国側の市場アクトでは、上手を打ち出したことである。として第三は、JIEPA署名に対し、国内産業界からは、保護主義的な反発がさほどみられず、比較的冷静な対応が見受けられたことであろう。

身で競争力向上を図る必要性を改めて認識 ら署名への経緯の中で、インドネシアが自 にとって、最大の利益はJIEPA交渉か ることを期待したい。そうした意味で両国 EPAを通じてインドネシアが真に外向き れた。これまであまり見受けられなかった 助努力の必要性を強調する意見が多くみら 術移転を享受するため、自国産業界で、自 論調が多く見受けられる中、日本からの技 業開発センター・イニシアチブを歓迎する 日本側の協力案件として盛り込まれた製造 要」とする現実的な論調がみられた。また、 質基準などでの日本側からの技術支援が必 進効果はすぐには望めない。製品規格や品 民挙げての協力が奏功した好例であろう。 力も大きいKADINが参画するなど、官 投資環境改善を図る政策対話に、政治発言 の通商・産業政策に方針転換する契機とな 産業界では「日本市場の開拓による輸出促 加えてJIEPA署名後のインドネシア側 したことではないであろうか。 「自助努力の必要性」という論調は、JI 三番目の変化は、JIEPA署名に向け

三年目を迎えるユドヨノ政権での投資環境こうした新たな認識の芽生えに比して、

でげている。である当事者のなかには、「投資環境改善置する当事者のなかには、「投資環境改善ような成果に乏しい。政策形成の中枢に位改善政策は、国内外の財界の期待に応える

と投資へのコミットメントを求める結果と とも、JIEPAを通じて日本からの協力 けられている」と批判する向きが多い。こ これまでなかったような出資比率制限が設 といった民間からの投資を開放・閉鎖する なったのではないか。 た政策努力がかえって行き詰まってきたこ が空回りしている感を強く受ける。こうし のように、投資環境改善面では、国内政策 増加が見込める商業・サービスセクターで 種が改定前より増加し、しかも今後の投資 ず地場のビジネス界からは「規制される業 打ち出された。しかし、日系企業のみなら ティブ・リストの改定といった制度改革は 年七月の大統領令第七六・七七号でのネガ セクターや出資比率などを定めた二〇〇七 新投資法の発布や、外国企業・国内企業

を維持することも不可欠であろう。れた産業界での冷静でバランスがある視点わってしまう。JIEPA署名前後にみららすものでないと実効性の薄い約束事で終らすものでないと実効性の薄い約束事で終

サイクルに適合する形で、産業界と政策のもうとするのであれば、その目的にむけたを図り、その波及効果として投資を呼び込日本からの協力を得て、産業競争力強化

海外調査部) しげる/日本貿易振興機構

必要があろう。

《参考文献》

極より)。(日本語・英語版の協定内容及び実施取①外務省『日インドネシア経済連携協定』

②経済産業省『日インドネシア経済連携協

③インドネシア商務省 "Tujuan Dan Mantaat-○七年八月三日、インドネシア商工会議 ○七年八月三日、インドネシア商工会議

「付記」 JIEPA交渉では、関税分類この六年(HS二○○二)をベースとして、○○六年(HS二○○二)をベースとして、ールが設定され、両国政府間で合意された。しかし、二○○七年一月より、インドネシア政府は新たにHS二○○七の関税分類を導入した。そのため、従来の関税分類と比導入した。そのため、従来の関税分類という。